別記様式第４号

計画期間

平成２７年度～平成３７年度

西脇市酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成２８年３月

兵庫県西脇市

目　　次

Ⅰ　酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

Ⅱ　生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1　生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

2　肉用牛の飼養頭数の目標

Ⅲ　酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1　酪農経営方式

2　肉用牛経営方式

Ⅳ　乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1　乳牛（乳肉複合経営を含む）

2　肉用牛

Ⅴ　飼料の自給率の向上に関する事項

Ⅵ　生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1　集送乳の合理化

2　肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

Ⅶ　その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1　担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

2　畜産クラスターの推進方針

Ⅰ　酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

１　西脇市における酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢

本市の酪農及び肉用牛生産は、都市近郊から中山間地域の地理的条件に応じた経営が定着しており、地域経済に及ぼす影響は大きい。

また、市中南部に位置する比延地区及び芳田地区では酪農、同じく中部の比延地区及び北部の黒田庄地区においては肉用牛生産というように、地域特性を活かした経営が発展している。

近年の本市の酪農及び肉用牛生産については、高齢化や後継者の不足等による廃業が進行し、乳用牛飼養頭数の減少、TPP の大筋合意による海外からの安価な畜産物の輸入量増加、円安の進展等に伴う飼料価格の高騰など「人・牛・飼料」のそれぞれの変化から、生産基盤の脆弱化が懸念される。

一方で、食品に対する安全・安心への関心や健康志向等消費者ニーズの多様化によるチーズ、発酵乳等の需要の増加及び欧米等における神戸ビーフの需要の高まりに伴う輸出増加、酪農組織の一本化など、今後の酪農及び肉用牛生産の発展に向けた好機も生じている。

２　担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応

新規就農の確保と担い手の育成

本市の酪農・肉用牛は、生産者の高齢化や後継者不足から飼養戸数、頭数とも減少が危惧されるため、新規就農や女性・高齢者といった多様な担い手の育成と、コントラクター等サービス事業体の育成・活用により労働力を確保していく。

また、家畜の改良や飼養管理技術の高度化により生産コストを低減させるとともに、消費ニーズに対応した生産供給体制を構築する。さらに、飼料自給率の向上を図るため、耕畜連携による飼料稲の生産、稲わらの活用、耕作放棄地などを活用した放牧を推進する。

３　乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

⑴　生産構造の転換等による規模拡大

ア　酪農経営

コスト低減や省力化による経営体質の強化を図るため、飼養規模や管理方式に応じた作業の自動化等、新しい飼養管理技術を普及させるとともに、自給飼料の生産拡大を中心とした土地利用型酪農を推進する。このほか法人化の推進、牛群検定情報の活用による生産性向上や乳牛の能力向上、酪農ヘルパーやコントラクターによる作業の外部化を図るなど、多様な経営形態に応じた生産コスト低減や省力化を推進する。

イ　肉用牛肥育経営

規模拡大や法人化による経営体質の強化を図るとともに、個体の能力に応じた効率的な肥育、事故率の低下、地域内・経営内一貫経営等の生産効率向上を図るための取組や耕畜連携の下での国産稲わらの活用を推進する。また、肥育牛の遺伝的な能力を十分に発揮する飼養管理により、生産性及び品質の向上を推進する。

ウ　各畜種共通

適正な飼養管理はもとより、家畜の快適性にも配慮した飼養管理を推進する。また、トレーサビリティ・システムを活用した生産・流通履歴情報の提供などにより、牛乳・乳製品や牛肉及びその加工品の付加価値を高め、経営体質強化を図ろうとする生産者等の自主的な取組を推進する。

⑵　乳用牛の供用期間の延長

近年、乳用牛の供用期間は短縮傾向にある。供用期間の延長は、乳牛償却費の低減に加え、生乳生産量の確保・増加を図る上で有効であるため、乳用牛の供用期間の延長に向け、乳房炎の防止、良質な粗飼料の確保やボデイコンディションスコアに基づく栄養管理の徹底、適切な削蹄の励行、長命連産性の高い牛づくり、牛舎環境の改善等適正な飼養・衛生管理の徹底等の取組を推進する。

4　国産飼料生産基盤の確立

近年、配合飼料価格や輸入乾草価格は、為替等の不安定要因の影響を大きく受け、高止まりしており、生産費の約４割を飼料コストが占める酪農及び肉用牛経営を圧迫している。このため、安定的に生産可能な市産粗飼料の生産・利用拡大、放牧活用の推進等により、輸入飼料への依存から脱却し、県産粗飼料等の生産基盤に立脚した安定的な生産を推進し、生産費の低減を図る。

また、流通飼料の安定的な供給のため飼料自給率の向上、酪農及び肉用牛経営におけるコストの相当部分を占める飼料費の低減を図るため、食品産業からの食品残さ等（醤油粕 、豆腐粕等）をエコフィードとして、その利用を検討していく。

⑴　自給飼料の生産拡大

優良多収品種の導入、たい肥の積極的な施用等による土づくり、飼料稲の生産性の向上を推進する。

⑵　耕畜連携の推進

耕畜連携を推進するため、地域の実情に応じ、飼料作物生産農家への農地の集積をはじめ、転作田での飼料稲や水田裏作を活用したイタリアンライグラス等の作付の取組、稲わらの飼料利用とともに、良質なたい肥の耕種農家への供給等の取組を一体化して推進する。

⑶　飼料生産の外部化の推進

酪農及び肉用牛経営の規模拡大が進む中、良質な自給飼料の生産を図るためには作業の外部化が重要となることから、地域における飼料生産、たい肥処理利用等について、耕種農家や営農組合との連携を推進する。

⑷　肉用牛生産における肥育期間の短縮

但馬牛の特長である肉質や美味しさなどの優れた特性を生かしつつ、肥育農家の経済性向上と経営安定を図る観点から神戸ビーフの認定基準に合致した肥育期間で効率的な肉用牛生産に取り組む。

5　家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

⑴　家畜衛生対策

ア　防疫による伝染病予防対策と危機管理体制の強化

家畜の伝染性疾病、特に口蹄疫等については、近隣のアジア諸国において、継続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは、依然として極めて高い状況にある。そのため、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止体制の確立、飼養衛生管理水準の向上、畜産物の安全性の確保を図るため、家畜伝染病予防法に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」及び「飼養衛生管理基準」の周知や関係機関との連携体制の整備を推進する。生産の各段階における管理及び記録により、生産段階での畜産物の安全性を確保する「衛生管理ガイドライン」等について、家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等の一体的な取組による普及・定着を推進する。

また、ＢＳＥの発生など食の安全・安心に影響を及ぼしかねない事態にあっては、県と連携しつつ、消費者に対し、疾病の特徴や食への影響・安全性について、正確でわかりやすい情報を広報誌等の多様な媒体を通じて迅速に提供する。

⑵　畜産環境対策

ア　家畜排せつ物の管理の適正化と利用の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜排せつ物の適正な管理推進の他、循環型社会への転換を図るため、西脇市土づくりセンター「ゆめあぐり西脇」を活用し、畜産農家と耕種農家が連携をして、良質なたい肥を施用した自然にやさしい農業を推進する。また、農地・草地への還元を基本としたたい肥利用を促進するため、耕種農家のニーズに合わせたたい肥生産方法の定着、たい肥の需給を踏まえた利活用方策の検討、化学肥料の代替資材としての活用、適切な施用方法の普及、営農組合等の連携による耕畜連携の強化等を行う。

イ　環境規範の導入

家畜生産及び飼料作物生産に伴う環境負荷を低減する等、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範遵守を推進する。

6　畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

酪農及び肉用牛生産は、地域の多様な関連産業に支えられている一方、取引の裾野が広いことから、その振興は、関連産業の

発展等を通じて地域の雇用と所得の創出につながる。
また、地域資源や遊休農地の有効活用により、資源循環の確保や飼料自給率の向上等に資することも期待される。
そこで、畜産クラスター事業を活用して牛舎整備による増頭対策や先進的な機械導入による経営の効率化等に積極的に取り組むことにより、地域における酪農及び肉用牛生産の振興を図る。
また、耕畜連携による飼料作物と良質堆肥の交換や自給飼料の増産、放牧の活用等を推進し、資源循環の確保や飼料自給率の向上を図るとともに、生産者と地域住民との交流を通じて、地域の活性化を図る。

7　畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

⑴　安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

ア　飼料・飼料添加物に係る安全確保

飼料・飼料添加物の製造・販売・使用段階における適正使用の推進のために、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく監視指導を実施することで、安全な畜産物の安定供給を確保する。

イ　動物用医薬品に係る安全確保

動物用医薬品の販売や使用段階における要指示医薬品等の適正使用の推進のために、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく監視指導を実施することで、安全な畜産物の安定供給を確保する。

ウ　トレーサビリティへの対応

牛肉については「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の的確な運用を図ることにより、牛肉に係る個体識別のための情報提供を促進する。牛乳・乳製品については、生産者、食品事業者の自主的な導入の取組を基本としつつ、各品目の特性や流通実態に応じた対応を推進する。

⑵　消費者のニーズ等を踏まえた生産・供給

ア　牛乳・乳製品の安定供給

生乳の流通については、生乳の計画的・安定的な供給に努め、コスト削減を推進する。

イ　肉用牛及び牛肉の流通・加工

農産物加工施設を効率的に利用し枝肉・部分肉の流通拡大を図るとともに黒田庄牛を使用した加工食品の開発に取組み、黒田庄和牛取扱指定店取引の拡大、ブランド化を推進し、市内はもとより阪神間への安定出荷に努め、市場の開拓を行う。

⑶　畜産や畜産物に対する食育等の推進

消費者自らが「食」について考え、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、関係機関と十分連携し

つつ、食の安全・安心確保に向けた取組や生産現場の状況等に係る情報提供や実践活動等を行う食育を推進する。

Ⅱ　生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1　生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成２５年度）					目標（平成３７年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
西脇市	全域	259	194	179	7,415	1,535	100	80	76	9,100	690
合計		259	194	179	7,415	1,535	100	80	76	9,100	690

（注）１．成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
２．生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
３．「目標」欄には、平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2　肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成２５年度）								目標（平成３７年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
西脇市	全域	1,460	0	1,460	0	1,460	0	0	0	1,500	0	1,500	0	1,500	0	0	0
合計		1,460	0	1,460	0	1,460	0	0	0	1,500	0	1,500	0	1,500	0	0	0

（注）１．繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
２．肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
３．乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ　酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1　酪農経営方式

単一経営

方式名（特徴となる取組の概要）	経営概要						生産性指標																備考
	経営形態	飼養形態					牛		飼料							人							
																生産コスト	労働		経営				
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用（放牧地面積）	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化（種類）	購入国産飼料（種類）	飼料自給率（国産飼料）	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生乳1kg当たり費用合計（現状平均規模との比較）	経産牛１頭当たり飼養労働時間	総労働時間（主たる従事者の労働時間）	粗収入	経営費（うち雇用労費）	農業所得	主たる従事者１人当たり所得	
		頭				（　ha）	kg	産次	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
規模拡大型	法人	61	フリーストールバーラー（パラレル）ほ乳ロボット	預託育成	ＴＭＲ給与	－	9,300	4	イタリアン 4200kg/10a	2	飼料生産組織	－	40	51	3	83 (96)	60	12,084 (2,000×2人)	9,500	8,200 (420)	1,380	690	雇用（常勤2）
コスト低減型	家族	15	つなぎ・パイプライン	ヘルパー	分離給与	－	8,600	4	イタリアン 4200kg/10a	4	飼料生産組織	－	60	51	7	80 (96)	87	4,362 (1,800×2人)	4,590	3,590	1,000	500	

（注）１．「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。

２．６次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第３の票のように、６次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。

３．（注）１，２については、「２肉用牛経営方式」についても同様とする。

２　肉用牛経営方式

（１）肉専用種繁殖経営

方式名（特徴となる取組の概要）	経営概要						生産性指標																		備考
	経営形態	飼養形態					牛				飼料							人							
																		生産コスト	労働		経営				
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化（種類）	購入国産飼料（種類）	飼料自給率（国産飼料）	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	子牛1頭当たり費用合計（現状平均規模との比較）	子牛１頭当たり飼養労働時間	総労働時間（主たる従事者の労働時間）	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者１人当たり所得	
		頭				（　ha）	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

（２）肉牛用（肥育・一貫）経営

方式名（特徴となる取組の概要）	経営概要				生産性指標																			備考
	経営形態	飼養形態			牛					飼料							人							
																	生産コスト	労働		経営				
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1　日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化（種類）	購入国産飼料（種類）	飼料自給率（国産飼料）	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	肥育牛1頭当たり費用合計（現状平均規模との比較）	牛１頭当たり飼養労働時間	総労働時間（主たる従事者の労働時間）	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者１人当たり所得	
但馬牛をもと畜とした大規模化を図る肥育経営	家族専業・法人	頭 200	牛房群飼	分離給与	ヶ月 8.0	ヶ月 30.0	ヶ月 22.0	kg 680	kg 0.64	kg 稲わら 500kg/10a	ha 1.2	ｺﾝﾄﾗｸﾀｰ	―	% 25	% 33	割 2	円(%) 324,683 (95)	hr 46	hr 5,400 (1,800×1人)	万円 13,565	万円 12,824 (590)	万円 741	万円 741	

（注）１．繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。
２．「肥育牛１頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

Ⅳ　乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1　乳牛

（1）地域別乳牛飼養構造

地区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
					③総数	④うち成牛頭数	
		戸	戸	%	頭	頭	頭
西脇市	現在	653	7	1.07	259	194	37
	目標		2 （　　）			100	
合計	現在	653	7	1.07	259	194	37
	目標		2 （　　）			100	

（注）「飼養農家戸数」欄の（　）には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

（2）乳牛の飼養規模の拡大のための措置

ア　新しい管理技術の普及

規模拡大を目指す酪農家については、フリーバーン、フリーストール、ミルキングパーラーによる飼料管理方式の他、ほ乳ロボットや搾乳ロボット等の導入をすすめる。繋ぎ方式の酪農家においても、搾乳ユニット自動搬送装置や自動給餌器等、作業を機械化することによって飼養管理の省力化を推進する。

イ　自給飼料の生産拡大

耕畜の連携を強化し転作田への飼料稲の作付けや，裏作への飼料作物作付け体系を確立することによって生産拡大を図る。

また、コントラクターを育成し、飼料作物栽培収穫機械の利用体制を整備することで効率的な自給飼料生産体系を確立する。

ウ　牛群検定情報の活用

牛群検定普及率を向上させるとともに検定情報を活用して生乳生産の向上を図る。また、改良情報に基づいた選抜淘汰と優秀種雄牛の交配によって泌乳能力と機能的体型の改良を進め、連産性の高い高泌乳牛群へ改良する。さらに受精卵移植技術を活用することによって優良乳用牛の増頭をスピードアップする。

エ　サービス事業体の利用

酪農ヘルパー利用組合の広域化とヘルパー要員の充実を図り、酪農家のヘルパー利用を推進する。また、自給飼料生産におけるコントラクターの育成を進め、飼料生産作業の外部委託化と効率化を図り、酪農家のゆとりを創出する。

オ　法人化の推進

大規模経営を目指す酪農家においては、家族経営に比較して融資や税制面で有利な法人経営を推進する。

カ　産直活動等の取組み

自ら牛乳・乳製品を製造・加工して販売しようとする酪農家の取組みを推進する。

キ　環境対策への取組み

生乳生産能力を発揮するために換気や暑熱対策等、牛の快適性が確保される牛舎整備を進めるとともに、消費者の信頼に応えるため牛舎周辺の美化に務める。

また、ふん尿処理施設の適正な管理を行い、良質堆肥を生産するとともに耕種農家と連携を図り、周辺環境に調和した畜産経営を推進する。

2　肉用牛

（1）地域別肉用牛飼養構造

	地域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②／①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種繁殖経営		現在	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
		目標											
	合計	現在											
		目標											
肉専用種肥育経営	西脇市	現在	653	16	2.45	1,460	1,460		1,460				
		目標		16 (　　)		1,500	1,500	(　　)	1,500 (　　)				
	合計	現在	653	16	2.45	1,460	1,460		1,460				
		目標		16 (　　)		1,500	1,500	(　　)	1,500 (　　)				
乳用種・交雑種肥育経営		現在											
		目標		(　　)				(　　)	(　　)				
	合計	現在											
		目標		(　　)				(　　)	(　　)				

（注）（　）内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

（2）肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

ア　自立経営の育成

自動給餌機等の新しい技術を取り入れて、省力化かつ低コスト生産を推進し、規模拡大、大規模自立経営を育成する。

イ　自給飼料の確保

低コストで省力的な生産システムを確立するため、飼料稲等の自給飼料の作付、堆肥との交換による稲ワラ収集等を推進する。

ウ　ブランド力の強化

神戸ビーフの主要産地と「黒田庄和牛」の品質の良さをアピールし地域内外への販路拡大を推進する。

エ　環境対策への取組

換気や暑熱対策等、牛の快適性が確保される牛舎整備を進めるとともに、消費者の信頼に応えるため牛舎周辺の美化に務める。

また、ふん尿処理施設の適正な管理・運営を行うことにより、有機質資源としての堆肥の有効利用に努めるとともに周辺環境に調和した畜産経営を推進する。

Ⅴ　飼料の自給率の向上に関する事項

1　飼料の自給率の向上

		現在	目標（平成37年度）
飼料自給率	乳用牛	17%	19%
	肉用牛	18%	26%
飼料作物の作付延べ面積		26.7ha	33ha

2　具体的措置

ア　農地の集積・団地化を進め、農地の効率的な利用を図るとともに、平成37年度までに33haの草地整備を実施することを目標とする。

イ　米の戸別所得補償制度をはじめとする国補助制度の活用により、水田におけるＷＣＳ用稲等の飼料作物作付を推進する。特に、稲ＷＣＳについては研修会等を通じて生産・給与技術の普及を推進する。また、耕種農家と畜産農家の連携、コントラクターの育成等外部化による飼料増産を進めるとともに、国補助制度の活用等により生産に必要な専用機械の導入を促進し、生産体制の強化を図る。

ウ　放牧の推進を図るために、既存放牧場の再整備を含めた放牧面積拡大を目指す。また、耕種農家と連携した耕作放棄地等の活用や獣害防止効果のためのバッファゾーン放牧など、地域の活性化にも貢献する放牧を推進する。

エ　国産稲わらの飼料利用の拡大を図るために、コントラクター組織等によるロールベーラー等の必要な機械の装備を促進し、広範囲の稲わら収集や県内広域流通を推進する。

Ⅵ　生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1　集送乳の合理化
集乳箇所が点在していることから、集乳が非効率的な面があるため、効率的な集乳経路の見直しを図り、集送乳コストの低減を図る。

2　肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
（1）　肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在（平成２５年度）						目標（平成３７年度）					
		出荷頭数①	出荷先				②/①	出荷頭数①	出荷先				②/①
			県内			県外			県内			県外	
			食肉処理加工施設②	家畜市場	その他				食肉処理加工施設②	家畜市場	その他		
		頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%
	肉専用種	610	610				100.0	610	610				100.0
	乳用種												
	交雑種												
合計	肉専用種	610	610		0			610	610				
	乳用種												
	交雑種												

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

（2）　肉用牛の流通の合理化
ア　繁殖肥育一貫経営体制の推進を含め、良質な肥育素牛導入の推進を図る。
イ　組織的な集出荷の体制の促進や、流通の合理化を図り、農協の預託制度の充実及び集出荷体制の確立を図る。
ウ　農産物加工施設の効率的な利用で枝肉・部分肉の流通拡大を図るとともに黒田庄和牛取扱指定店取引の拡大、また農協を中心とした阪神間への安定出荷に努め、市場の開拓を行う。

Ⅶ　その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

⑴　担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

ア　酪農：　市内の酪農家は、高齢化や後継者不足から、今後も酪農の戸数減少は免れない。

将来にわたる酪農の担い手を確保し、飼養戸数の減少を抑制するために、①酪農大学校や酪農ヘルパー等からの就農希望者からの積極的な堀り起こし②就農支援組織等関係機関と連携により酪農経営継承バンクに登録している経営移譲希望農家と就農希望者とのマッチング③酪農ヘルパーや雇用就労を経営研修の場としての活用④就農等の費用負担軽減のための施設の増改築への支援⑤中・大規模経営体のさらなる規模拡大、法人化による経営体の育成⑥飼料生産組織等の活用による分業化、搾乳ロボット等機械化による飼養管理の省力化を推進する。

イ　肉用牛：　市内の肉用牛肥育農家においても高齢化や後継者不足から、戸数減少が危惧される。

今後、生産基盤強化していくために新規就農や女性・高齢者といった多様な担い手の育成と、コントラクター等サービス事業体の育成・活用により労働力を確保していく。そのためにも、雇用従事者や農業大学校生を新たな担い手ととらえ、①独立就農に向けた情報提供、②初期投資を軽減するための遊休施設の利活用を含めた貸付牛舎の整備支援、③離農予定者の牛舎や雌牛を引き継ぐ経営継承バンクの整備を進めるなど、幅広く支援を行う。

⑵　畜産クラスター推進方針

酪農及び肉用牛生産は、飼料を始めとする生産資材の調達や畜産物の加工・流通の取引など、生産・販売に関する取引を通じて、多くの関係者に支えられており、その生産基盤の弱体化は地域の社会経済に大きな影響を与えることになる。

また、近年、飼料用米や稲発酵粗飼料等の飼料作物と良質堆肥の交換による耕畜連携の推進、酒粕など未利用資源や稲発酵粗飼料を使ったTMR飼料の利用促進、外部支援組織による分業化など、生産者と関係者との連携による地域的な取組が拡がりつつある。

そこで、このような変化を踏まえ、地域の酪農及び肉用牛生産の生産基盤を強化するためには、畜産農家だけでなく、地域の多様な関係者が共通の目標を持って、継続的に連携・協力した一体的な取組により地域全体で畜産の収益性の向上を目指すとともに、その成果を地域の畜産全体に波及させ、ひいては地域の活性化を図る。

酪農の振興については、牛舎整備等による増頭対策を支援するとともに、先進的な機械導入による経営の効率化を図る。また、県産生乳を用いた高付加価値牛乳乳製品の開発、製造販売など６次産業化への取組を推進する。

肉用牛の振興については、増頭希望者への牛舎整備や放牧場の整備を支援するとともに、地域におけるブランド牛肉の確立に向けた取組等を推進する。

自給飼料の増産については、飼料用米や稲 WCS など自給飼料の作付・利用の拡大及び外部支援組織の設立やその活動を支援する。また、飼料作物と良質堆肥の交換による地域における耕畜連携体制の構築に向けた取組等を推進する。